

青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

1 概要



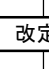
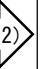
青森県生物多様性戦略（以下、「戦略」という。）は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく基本計画であり、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するための基本理念や2050年の目標、県民をはじめとする様々な主体が担う役割などを定め、10年間で取り組むべき具体的施策を示す行動計画として平成26年3月に策定した。

戦略で示された行動計画は、策定から5年毎を目途に点検・評価を行い、評価結果に基づき、必要に応じて、戦略や行動計画の見直しを行うこととしており、策定から5年目となる平成30年度に点検・評価を実施し、行動計画の課題及び今後の方向並びにモニタリング指標の進捗状況の確認を行い、モニタリング指標の一部見直しを行った。

今般、令和5年度末で策定から10年が経過することから、改めて行動計画に関連する施策の実施状況を取りまとめ、モニタリング指標も含めて点検・評価を実施するものである。

なお、戦略は令和6年度に改定することとしており、今回の点検・評価結果は、その基礎データとして利用するものとする。

※戦略の経過と今後のスケジュール

項目/年度	H26	...	H30	...	R5	R6	R7	...	R12	...	R32
目標	2050 (R32) 年目標 										
行動計画	現行戦略 (H26~R5) 				改定作業 		改定戦略 (R7.1月~R12) 				
現行戦略 点検・評価			中間 評価		最終 評価						

2 点検・評価の進め方

行動計画の点検・評価は、はじめに庁内関係課が、戦略で掲げている10年戦略の具体的な取組及びモニタリング指標の進捗状況の確認を行い、その課題と今後の方向を取りまとめた。

次に、青森県生物多様性戦略検討会における委員からの意見を踏まえ、取組毎に課題及び今後の方向を整理した上で、総合的な評価を行った。

3 点検体制

(1) 青森県生物多様性戦略庁内連絡会議

部 局	構成課
企画政策部(1)	企画調整課
環境生活部(3)	環境政策課、環境保全課、自然保護課
健康福祉部(1)	保健衛生課
農林水産部(9)	農林水産政策課、食の安全・安心推進課、構造政策課、りんご果樹課、畜産課、林政課、農村整備課、水産局水産振興課、水産局漁港漁場整備課
県土整備部(4)	監理課、河川砂防課、港湾空港課、都市計画課
観光国際戦略局(1)	観光企画課
エネルギー総合対策局(1)	エネルギー開発振興課
教育庁(3)	学校教育課、文化財保護課、生涯学習課

(2) 青森県生物多様性戦略検討会

NO	分野	氏名	職業又は団体等における役職
1	動物	東 信行	弘前大学農学生命科学部長
2	生態系	鮎川 恵理	八戸工業大学工学部工学科准教授
3	水産業	大宮千恵子	青森県漁協女性組織協議会理事
4	水環境	加藤 千尋	弘前大学農学生命科学部准教授
5	動物	鎌田 亮	北里大学獣医学部准教授
6	植物	齋藤 信夫	青森自然誌研究会会長
7	保全活動実践者	関下 斉	日本野鳥の会青森県支部支部長
8	保全活動実践者	新岡美樹子	自然公園指導員
9	農業	松山 信彦	弘前大学農学生命科学部教授
10	植物	山岸 洋貴	弘前大学農学生命科学部附属 白神自然環境研究センター准教授
11	林業	山本 貴一	青森県森林組合連合会森林部長

敬称略、50音順

※ オブザーバー：青森県環境審議会会長 川本 清

4 検討の経緯等

(1) 第1回青森県生物多様性戦略庁内連絡会議

日時 令和5年8月31日(木)

- 議題 ①行動計画の点検・評価スケジュール(案)について
②行動計画の進捗状況と今後の方向の点検・評価について
③モニタリング指標の点検等について
④点検・評価結果の概要(案)について

(2) 第2回青森県生物多様性戦略庁内連絡会議

日時 令和6年2月1日

- 議題 ①点検・評価結果について
②改定骨子案について

(3) 第1回青森県生物多様性戦略検討会

日時 令和6年2月9日(金)

- 議題 ①戦略の改定について
②行動計画等の点検・評価結果について
③国・都道府県の生物多様性戦略の状況について
④改定骨子案について

5 施策と進捗状況

戦略1「生物多様性に関する知見の充実や人材の育成を図る」

(1) 野生生物の生息・生育状況の把握を推進

- ①県内の野生生物の生息・生育の状況を把握するとともに、絶滅のおそれのある希少種については「青森県レッドリスト」として、生態系や農林水産業等へ影響を及ぼすおそれのある外来生物については「青森県外来種リスト」としてとりまとめます。
- ②田んぼや川の生き物調査などを通じて、農村地域における生態系の現状を把握します。
- ③弘前大学による「白神標本百年プロジェクト」など、大学や調査研究機関による各種調査を促進します。
- ④市民グループ等による白神山地のブナ林やベンセ湿原におけるモニタリング調査など、ボランティア組織等による各種調査活動を促進します。

(2) 自然環境と暮らしや文化との結びつきの把握を推進

- ①暮らしのなかに息づく、地域の生き物たちと関連のある伝統芸能や祭などの年中行事、料理、建築材料、工芸材料など伝統的な生物資源利用の知恵や技、地域における生き物の呼び名などに関する情報を収集します。

(3) 施設の連携等による自然環境に関する知見の集積を推進

- ①自然環境に関連する各種施設（大学、研究機関、博物館、ビジターセンター、体験施設等）のネットワーク化による情報の共有を図り、自然環境に関する知見の集積に取り組みます。
- ②公的機関のみならず、市民団体等が把握している情報なども含め、総合博物館である県立郷土館を核とした自然環境に関する資料の収集を進めます。

(4) 地域における自然環境の把握を担う人材の育成を推進

- ①地域における自然環境の把握を担ってきた人材のデータベース化を進めるとともに、人材を活用した知識の継承機会の創出を促進します。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 野生生物の生息・生育状況の把握を推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の希少な野生生物を取りまとめた「青森県レッドデータブック(2020年版)」を令和2年3月に発行した。 ・ 以降、環境影響評価の審査や県内の希少野生動物の現状確認に活用されている。【自然保護課】 ・ キジ・ヤマドリ捕獲制限を検討するための生息状況を調査している。また、野生生物行政の基礎データ収集のため、ガン・カモ類生息調査を実施している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「青森県レッドデータブック(2020年版)」のより効果的な活用について検討し、次回の改訂に向けた情報収集を行う。 ・ 平成18年3月に策定した「青森県外来種リスト」については、策定後17年が経過していることから、改定の必要性やその効果的な活用について検討する必要がある。 ・ 鳥類の生息状況調査の結果を、鳥獣の保護管理、希少種の保全及び外来種・鳥インフルエンザ対策等の有用な情報として、活用の在り方を検討する。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域においては、ほ場整備事業の実施にあたり、事業実施地区毎に調査計画時点で生き物調査や文献調査を実施し、地区周辺生態系の把握に努めている。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、事業実施地区毎に調査計画時点で生き物調査や文献調査を実施し、農村地域における生態系の現状把握に努めるとともに、生態系に十分配慮した事業を実施する必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弘前大学白神自然環境研究センターで、白神山地の生態を調査する「バイオリッツ」を開催している。 ・ 県は、イベントの周知や当日の運営に参画した。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、大学と連携し、情報交換やイベントへの参加者募集等を行い、白神山地の生態系の調査を行う。 ・ 白神山地のほか、大学や研究機関が行っている各種調査で、連携可能なものがある場合は積極的に支援等を行い、その活動を促進する必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国水生生物調査に参加する小中学校等の団体に対し、器具・資材の貸出等の支援を行っている。(R4:3団体、延べ15人)【環境保全課】 ・ ベンセ湿原において自然保護団体が行う植生調査の報告を受け、情報交換を行っている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で全国水生生物調査に参加する団体及び人数が減少したが、今後も支援を継続する。 ・ ベンセ湿原における植生調査への参加や、全国水生生物調査に対する支援等を行い、引き続き、市民グループ等のボランティア組織に対する参加、協力、支援及び情報交換に努め、各種調査活動を促進する必要がある。

(2) 自然環境と暮らしや文化との結びつきの把握を推進	
①	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28～29 年度は、地域の高校生が白神山地の自然や里山文化を体験取材し、白神フェノロジーカレンダー（季節暦）等を作成するワークショップを開催し、成果を発表会で披露していたが、平成 30 年度以降は取組を行っていない。【自然保護課】
	<ul style="list-style-type: none"> 現在、この部分の取り組みが行われていないが、新たに組みを行う必要がある。
(3) 施設の連携等による自然環境に関する知見の集積を推進	
①	<ul style="list-style-type: none"> 青森県レッドデータブック（2020年版）の作成にあたり、大学の教員や県立郷土館の職員等の有識者から調査や執筆、情報提供等の協力を得た。【自然保護課】
	<ul style="list-style-type: none"> 青森県レッドデータブックの策定においては、大学や県立郷土館などの各専門家を中心に野生生物に関する情報共有が図られるなど、施策や地域毎の有機的な連携がなされているが、各種施設のネットワークには至らなかったため、今後、自然環境に関する知見の集積のあり方を検討する必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 県立郷土館において自然環境に関する資料の収集を行っている。【文化財保護課】
	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関のみならず、市民団体等が把握している情報も含め、資料収集のあり方を検討する必要がある。
(4) 地域における自然環境の把握を担う人材の育成を推進	
①	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、青森県立自然ふれあいセンターボランティアガイドを対象に研修会を開催しており、令和 5 年度は梵珠山の成り立ちや地質をテーマとした研修会を開催し、14 名が参加している。【自然保護課】
	<ul style="list-style-type: none"> 今後も研修会を継続し、研修会修了者に対しガイド団体等の情報を提供するなど、その成果が活かされるよう支援していく必要がある。

<戦略1 全体評価>

2020 年版として新たに発行された青森県レッドデータブックは、環境影響評価等の開発等を進めていくための基礎資料として事業者等に使用されており、希少種保護の推進に活用されているほか、鳥類等の継続的な生息状況調査や、大学、小中学校、自然保護団体等と連携した生態系調査が実施されており、知見の充実が進められている。

一方、外来種リストが 15 年以上改定されていないこと、また、国と地方公共団体による防除の円滑化等を図るために令和 5 年度に特定外来生物法が改正、施行されたことを踏まえて、外来種リスト改定の必要性とその効果的な活用を検討する必要がある。

戦略2「県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む」

(1) 情報の発信及び普及啓発の推進

- ①生物多様性に係る情報を発信するための Web サイトを立ち上げ、希少種や外来種、身近な生き物に関する情報、関係法令、資格制度、助成制度、イベント情報等、調査活動や保全活動に役に立つ情報を発信します。
- ②県立自然ふれあいセンターをはじめ、県内各地に整備されている自然体験・普及啓発施設における情報発信及び普及啓発活動を推進します。
- ③生物多様性に係る各種情報の提供を通じ、市町村における生物多様性地域戦略の策定を促進します。

(2) 自然とのふれあい推進

- ①県内各地に整備されている自然体験施設における体験プログラムの充実などを通じて利用の促進を図ります。
- ②森林体験活動や森林レクリエーション、田んぼや水辺の生き物調査、農林水産業体験など、農林水産業の現場を学びの場として活用する等の取組を進め、自然環境や地域文化への理解促進を図ります。
- ③都市公園や緑地などの計画・維持・管理への県民参加を推進するとともに、地域における緑化活動や各家庭・事業所の壁面緑化や緑のカーテンづくりへの参加促進など、身近な緑づくりを推進します。

(3) 環境学習の取組推進

- ①生き物たちとのふれあいの場、指導者、プログラムなど、環境学習に必要な情報の提供などを通じて、学校や家庭、地域における生き物や水質の調査など体験型の環境学習活動を推進します。
- ②児童生徒の学習段階や様々な対象に合わせたプログラムや教材の整備を進めるとともに、学校や地域、事業所などへの出前トークによる講師派遣や環境出前講座などを通じて環境学習活動を推進します。
- ③リサイクル活動や生き物調査など、地域において子どもたちが自主的な環境学習や実践活動に取り組む「こどもエコクラブ」の結成、活動を促進します。

(4) 環境学習の指導者育成を推進

- ①低炭素・循環型・自然共生社会づくりなどに関する幅広い知識や経験を有する人財を発掘してデータベース化するとともに、環境学習に総合的に取り組むことができる人財の育成を図ります。
- ②県総合学校教育センターにおける研修等を通じて、教員の環境教育に係る資質の向上に努めます。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 情報の発信及び普及啓発の推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県のホームページで、生物多様性の紹介や青森県生物多様性戦略の内容等を情報発信し、普及啓発を図っている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信が十分であるか随時検証し、必要に応じて充実強化を図ることにより、生物多様性の認知度を向上させる。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立自然ふれあいセンターにおいて、機関誌やホームページ、ブログにより自然情報の紹介等を行っている。【自然保護課】 ・ 白神山地ビジターセンターにおいて、情報誌やリーフレット、ガイドマップ、ホームページ、SNSで白神山地を紹介している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者である青森県森林組合連合会と連携し、県立自然ふれあいセンターや白神山地ビジターセンターなどの自然体験・普及啓発施設においては、引き続き、各種媒体による情報発信や普及啓発など多様な取組を継続的・効果的に実施していく必要がある。 ・ 実施した情報発信や普及啓発による効果を検証する必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に対し、生物多様性保全に係る助成制度等の各種情報を随時、提供している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県において生物多様性戦略を策定している市町村がないことから、国が策定した生物多様性地域戦略策定の手引きの配付などにより、市町村における戦略の策定につながる支援をする必要がある。
(2) 自然とのふれあい推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立自然ふれあいセンターにおいて、県民の森梵珠山をフィールドとした日曜観察会や自然教室等を開催している。【自然保護課】 ・ 白神山地ビジターセンターにおいて、白神山地をフィールドとした自然観察会やネイチャースクール等を開催している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者である青森県森林組合連合会と連携し、県立自然ふれあいセンターや白神山地ビジターセンターなどの自然体験施設においては、県民の自然とのふれあいを推進するため、引き続き、各種体験プログラムの取組を継続的に実施していく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の少年団をはじめとする森林整備活動組織の育成・支援を継続的に行っている。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境や地域文化の理解促進を図るための活動として、森林整備活動や農林水産業体験の提

	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業体験を提供する「農泊」などを推進している。【構造政策課】 県内各地で小学生などを対象とした農林水産に関するイベントを実施し、体験学習を通じて地域文化、自然環境への理解促進を図った。 【農村整備課】 地域の多様な団体により構成される活動組織において、生き物調査や観察会を実施するとともに、貴重な植物の移植活動などを行った。 【農村整備課】 	<p>供、小学生を対象とした体験学習など多様な取組を継続的に実施していく必要がある。</p>
③	<ul style="list-style-type: none"> 青森県総合運動公園内において一部公園内の草刈りをボランティア活動で実施している。 【都市計画課】 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な緑づくりを推進する活動として、都市公園内のボランティアによる草刈り活動など各主体による取組を継続的に促進していく必要がある。
(3) 環境学習の取組推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの考え方を取り入れた環境人財育成事業において、県内3大学で「環境＋経済＋社会」思考に基づく環境団体や事業者等と連携した地域課題解決型の授業等を実施するとともに、「環境活動ネットワーク交流会 2022」において、大学における取組内容紹介及び地域における環境活動活性化をテーマとした意見交換会を実施し、多様な主体とのネットワークづくりを促進した。 【環境政策課】 環境に関する活動を主たる業務としている団体以外の団体において現在行っている活動に、環境配慮行動やSDGsの視点をプラスしたモデル事業を3団体が実施し、イベントに63人が参加、報告会に約50人が参加し、県民や団体等の地域における環境配慮行動の拡大につなげた。 【環境政策課】 西目屋村と鱒ヶ沢町で小学校向けの校外学習プログラムを作成し、教員を対象としたモニターツアーを実施した。【自然保護課】 義務教育教科等担当指導主事研究協議会等を通じて、環境教育の現状や、環境教育に関する特色ある体験活動等の情報共有を行っている。 【学校教育課】 梵珠少年自然の家において、親子で春の植物の観察や生き物に触れることにより、自然に対する興味や関心を高める主催事業「春を楽しむサンデー」を実施した。また、自然から発見する楽しさを味わわせることをねらいとした野外活動プログラムとして、「自然ふれあいハイク」を提供しており、年間で数回、学校、教育委員会等による利用がある。【生涯学習課】 種差少年自然の家において、動植物の不思議と自然の大切さを学ぶことができる「磯の生物観察」「種差海岸トレイルウォーク」「森探検」の体験活動プログラムを実施している。また、岩場に生息する生物を探して観察するプログラム「磯の生物観察」を幼・保・小学校に提供している（年15回程度）ほか、親子で生き物に触れ、自然に対する興味や関心を高める主催事業「エンジョイ海遊び」を実施した。（年4回）【生涯学習課】 	<ul style="list-style-type: none"> 体験型の環境学習活動を推進する取組として、大学で環境団体等と連携した地域課題解決型の授業等の実施や小学校向けの校外学習プログラムの作成、動植物の観察会、自然体験学習会など、幅広い年齢層に対して、自然体験・普及啓発施設と連携・協働した多様な取組を実施しており、今後も効果的に継続していく必要があるほか、環境教育の現状を把握するとともに、ESD^{※1}の推進に向けた周知・啓発活動を行っていく必要もある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 県内の小学生を対象に、環境配慮行動について学ぶ環境出前講座を実施している。（R4：49校で93回、2,111名受講）【環境政策課】 	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習活動の推進として、児童生徒を対象とした環境出前講座等を継続的に実施していく必要があるが、環境教育専門員の高齢化が進んでおり、新たな人財の掘り起こしや育成を行っていく

		必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 小学校や幼稚園等へのこどもエコクラブのリーフレットの配布や、小学校校長会での情報提供等を通じて、エコクラブ結成を呼びかけている。(令和5年8月末現在 14 クラブ)【環境政策課】 	<ul style="list-style-type: none"> こどもエコクラブの活動促進のため、広く県民に周知し、クラブ数の拡大を図っていく必要がある。
(4) 環境学習の指導者育成を推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 環境出前講座の担い手である環境教育専門員を、研修等により育成している(令和5年8月末現在 34 名)。【環境政策課】 環境省が任命する自然公園指導員を対象に2年の任期毎、環境省と合同で研修会を開催し、令和4年度は 16 名が参加している。【自然保護課】 毎年、青森県立自然ふれあいセンターボランティアガイドを対象に研修会を開催しており、令和5年度は梵珠山の成り立ちや地質をテーマとした研修会を開催し、14 名が参加している。(再掲)【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育専門員やボランティアガイド等の高齢化や人財不足の問題があることから、新たな人財の育成、掘り起こしを行っていく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省・環境省主催の「環境教育リーダー研修基礎講座」に、小・中学校の教員各 1 名を派遣している。【学校教育課】 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の成果を職場や地域に還元するための方法を検討していく必要がある。

<戦略2 全体評価>

自然体験・普及啓発施設においては、情報誌、リーフレット等の紙媒体のほか、SNS による情報発信や普及啓発に加え、各種自然体験プログラムが実施されており、森林整備活動や農林水産業体験の提供が行われるなど、自然とのふれあいの場が創出されている。

また、小学校、大学、環境団体など、幅広い年齢層に向けた取組が豊富で、自然体験・普及啓発施設と連携・協働した取組も継続して実施されており、環境学習の推進が図られている。

一方、前回の点検・評価時にも課題として挙げられた、担い手や指導者の人財不足と高齢化問題が解消されていないため、引き続き、環境教育専門員やボランティアガイドなどの新たな人財の確保・育成のための研修会や講座を開催するほか、他都道府県の事例を研究し、本県においても効果が期待できるものについては積極的に取り入れ、課題解決に取り組む必要がある。

戦略3 「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」

(1) 生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進

- ①物理性、化学性、生物性など総合土壌診断に基づく適正施肥の普及啓発を進め健康な土づくりを推進します。
- ②エコファーマー認定制度^{※2}や特別栽培農産物認証制度^{※3}の利用促進、総合的病害虫・雑草管理（IPM）^{※4}や農業生産工程管理（GAP）^{※5}などの取組を進め、有機栽培や農薬・化学肥料の使用を低減した環境にやさしい農業を推進します。
- ③森林の有する公益的機能の持続的な発揮に配慮した森づくりを進めるため、間伐対策に取り組むとともに、ヒバやブナなどを主体とした郷土樹種の植栽や長伐期施業の推進と県産木材の利用促進を図ります。
- ④漁業公害の防止や漁場環境の美化活動を進め、海面、内水面漁場の環境保全を図ります。
- ⑤漁業対象となる海洋生物の適切な資源管理に努め、将来にわたって水産物の生産ができるよう、海洋生物資源の維持を推進します。

(2) 生物多様性保全型の観光利用の推進

- ①観光における自然資源の利用にあたっては、地域の自然環境を知り、活かし、守る観点から、エコツアーリズムなどの取組を進めることにより、持続可能な利用を推進します。

(3) 生物多様性に配慮した企業活動の促進

- ①県内の各種事業者に対し、生物多様性民間参画ガイドラインの普及を進め、事業者による生物多様性保全への取組や生物多様性認知度の向上を図ります。
- ②生物多様性の保全や配慮に取り組むことを、事業者がメリットと感じられる仕組みの構築を図ります。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル実証ほ場を8か所設置し、土壌三要素による総合診断手法を検証したほか、現地ほ場において営農指導員や普及指導員等を対象に指導力向上研修会を開催した。【食の安全・安心推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康な土づくりを推進する取組として、今後も生産者の理解を深めるため、栽培技術講習会などを通じて土壌の適正な管理を推進していく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の開催やIPM実践指標等を作成し、環境にやさしい農業の技術普及を図るとともに、国の支援事業の活用による、環境保全型農業の取組を支援している。（エコ農業チャレンジ塾 R2：6回、R3：4回、R4：6回、環境保全型農業直接支払交付金の活用 R2：815ha、R3：842ha、R4：823ha）【食の安全・安心推進課】 ・ 指導者向け及び農業者向けのGAP研修会の開催や、「GAP相談窓口」を各県民局に設置し、相談対応するなど、GAPの普及啓発に取り組んでいる。（指導者向け研修会R1：4回、R4：2回、R5：2回、農業者向け研修会R2：3回、R3：3回、R4：2回）【食の安全・安心推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、指導者のGAPの知識向上を図るとともに、GAP取得まで指導できるレベルの高いGAP指導員の育成に取り組むほか、特別栽培農産物認証の利用促進や国の支援事業の活用を推進し、環境にやさしい農業の取組拡大を図る必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐等の森林整備を推進するため、高性能林業機械の導入や路網整備を進めるとともに、LVL^{※6}工場など県産材を有効に活用する施設を立地し、工場が稼働したことから素材生産量は増加傾向にある。【林政課】 ・ 県産木材の利用を推進するため、あおり産木材活用建築コンテストの開催や県産材住宅を紹介する地産地消ガイドブックの制作等によりPRを行っている。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させ、将来にわたって森林資源を循環利用していくため、施業の集約化の推進、高性能林業機械の導入や路網整備、再造林の着実な実施等の取り組みを進める必要がある。 ・ 今後も住宅への県産材利用に向けたPRを行っていくとともに、公共建築物や民間商業施設など非住宅建築物での県産材利用に取り組みやすい環境の構築や、大手実需者への売り込みなどによる販路開拓等により県産材利用を推進していく必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸奥湾や内水面漁場の小川原湖、十三湖において、水温、塩分及びDO^{※7}等の測定を行い、漁場の水質環境を調査している。【水産振興課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海面、内水面漁場の環境保全を図るため、各種調査を実施し、漁場環境の状況を継続的に評価するとともに、引き続き関係機関と連携し、海浜清掃実施活動に係る調整等を行っていく必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> 漁場環境を反映する底生動物調査の実施に加えて、海洋環境においては、底質調査を実施している。【水産振興課】 市町村における海浜及び河川等の清掃活動に使用されるごみ袋の枚数照会及び配付、また、実施された海浜清掃についての取りまとめを行っている。【水産振興課】 	
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 県が策定した資源管理指針に基づき、漁協では休漁日などを設定した資源管理計画を策定し、海洋生物資源の持続的利用に向けた漁獲努力量の削減など自主的管理措置を進めている。【水産振興課】 海洋生物資源の持続的利用を図るため、ヒラメ、サケ、ホタテガイなどの栽培漁業を推進しており、放流用種苗の生産に用いる親は本県周辺水域で採捕されたものを使用するなど、生物多様性の保全に配慮している。【水産振興課】 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化などの環境変化が海洋生物の生息水域や資源量に大きな影響を与えることが想定され、今後、資源管理や栽培漁業の取組内容の検討していく必要がある。
(2) 生物多様性保全型の観光利用の推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護課が運用するYouTubeや白神山地ビジターセンターHPにおいて、体験プログラムの動画を掲載するなど情報発信している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も体験プログラムの動画を掲載するなどの情報発信を継続し、観光における自然資源の持続可能な利用を推進していく必要がある。
(3) 生物多様性に配慮した企業活動の促進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 取組なし 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に改訂された「生物多様性民間参画ガイドライン」を県内の各種事業者にも周知し、経営課題として生物多様性の保全等に取り組む事業を増加させる必要がある。 環境省が取り組みをはじめた、生物多様性の保全に向けた企業などの取組を国が認定する自然共生サイトに県内企業が登録申請するよう、制度の普及啓発に取り組む必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 青森県森林・林業基本方針に「森林認証制度の普及」を位置付け、推進している。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> 森林所有者による森林認証制度の活用が推進されるよう、普及啓発に取り組む必要がある。

＜戦略3 全体評価＞

土づくりを推進する新たな取組の実施や、農業関連指標における指導者と農業者それぞれに向けた研修会を毎年複数回実施しているなど、本県の基幹産業である農林水産業の各分野において、生物多様性の保全を重視した取組が行われており、引き続き推進されるよう支援していく必要がある。

また、白神山地の来訪者の増加につなげるため、YouTubeや白神山地ビジターセンターホームページにおいて体験プログラムの動画を掲載するなど、その価値や魅力を発信しており、さらに、白神山地世界自然遺産登録30周年を契機とした事業が今後進められることで、さらなる観光利用の推進が見込まれる。

一方、生物多様性に配慮した企業活動の促進が課題として挙げられるが、生物多様性に配慮した経営が、国際的にも、金融機関からも求められるようになるなど、社会的状況が変化していることから、令和5年度に改訂された「生物多様性民間参画ガイドライン」や民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を認定する「自然共生サイト」を県内の各種事業者にも周知するなど、経営課題として生物多様性の保全等に取り組む事業を増加させる必要がある。

戦略4 「生物多様性の恵みを評価し新たな価値を創造する」

(1) 生物多様性の経済的価値評価の推進

①生物多様性がもたらしている多様な恵み（生態系サービス）について、様々な手法を用いて経済的価値の評価を進めます。

(2) 生物多様性に配慮した商品に対する付加価値の付与を推進

①農産物に表示される「エコファーマー認定」※2「有機 JAS 認証」※8「青森県特別栽培農産物認証」※3、林産物に表示される「FSC 森林認証」※9「SGEC 森林認証」※10、水産物に表示される「MSC 認証」※11、「ASC 認証」※12、「マリン・エコラベル」※13など、各種認証制度の取組を推進します。

②自然環境に配慮した活動の一環として生産された農産物に付加価値を付与するなどの取組を促進します。

(3) 生物多様性の恵みを背景とした、地域文化、暮らし、産業の関係性を再構築

①生物多様性がもたらす多様な価値が支え合う「ブナ型自然共生モデル」の確立に向けて、白神山地をモデル地域として、暮らしに息づく多様な価値を見つめ直し、自然環境と地域住民、観光客、産業などとの関係性を再構築することで地域の自然環境や文化の保全と地域の活性化を目指す「白神イニシアティブ」の取組を推進します。

②地産地消型のバイオマス資源の有効活用を推進します。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 生物多様性の経済的価値評価の推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産分野において、農業産出額・林業産出額・漁業産出額・食料自給率（生産額ベース・カロリーベース）といった統計値を把握している。【農林水産政策課】 環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組「ほ場における生物多様性保全効果」について、抽出調査を実施した。（R1：2件、R3：4件）【食の安全・安心推進課】 地域の実情に応じた多様な家畜が飼育されており、適切な飼育管理を指導することで、畜産物の生産に寄与している。【畜産課】 本県の森林が持っている県土の保全や水源のかん養、保健休養、二酸化炭素の吸収などの公益的機能を金額で評価している。【林政課】 本県の海面漁業の漁獲数量及び漁獲金額について、魚種別、漁業種別及び市町村別にとりまとめた属地調査年報を作成、公表している。【水産振興課】 水環境を保全するため、公共用水域の水質監視を行っている。（令和4年度 80水域 196地点（国土交通省、青森市及び八戸市実施分を含む））【環境保全課】 自然公園及び白神山地内観光地点の観光客入込数や県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム利用者数等のデータを毎年確認している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性がもたらしている多様な恵み（生態系サービス）についての経済的価値の評価の手段の一つとして、農林水産分野、環境分野、観光分野で各種統計調査が行われているが、今後は具体的にどのような評価を行うのが有効なのか検討していく必要がある。 民間が管理している資源の経済的価値についても把握できる仕組み作りを検討し、より広い分野での経済的価値の評価を進める。
(2) 生物多様性に配慮した商品に対する付加価値の付与を推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい農業の知識習得のための「エコ農業チャレンジ塾」を開催し、担い手を育成するとともに、有機農業指導員養成研修会を開催し、有機 J A S 認証制度について指導出来る普及員を育成した。（エコ農業チャレンジ塾 R2：6回、R3：4回、R4：6回 有機農業指導員養成研修会 R3：1回、R4：1回）【食の安全・安心推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい農業に関する各種認証制度の普及啓発などを通じて、引き続き農業者や森林所有者等の認証取得を推進する必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコファーマーは、根拠法となる持続農業法が廃止になったので、令和4年7月以降新規認定はない。【食の安全・安心推進課】 ・ 農産物に表示される「有機JAS認証」「青森県特別栽培農産物認証」について、取組者の認証取得を推進している。(有機JAS認証 R1:362ha、R2:378ha、R3:408ha 特別栽培 R1:463ha R2:450ha、R3:499ha、R4:485ha)【食の安全・安心推進課、林政課】 ・ 林産物に表示される「FSC森林認証」「SGEC森林認証」について、取組者の認証取得を推進している。(FSC森林認証2件、SGEC森林認証3件)【林政課】 	
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「あおもりエコ農産物販売協力店」を設置し、県ホームページへエコ農産物販売情報の掲載や啓発資材を活用したPRにより、消費者へ情報発信している。(R5 エコ農産物協力店 167店舗)【食の安全・安心推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、販路拡大や付加価値のある販売につながるよう消費者への情報発信による理解促進を図る必要がある。
(3) 生物多様性の恵みを背景とした、地域文化、暮らし、産業の関係性を再構築		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白神山地周辺地域の旅行会社、ガイド団体等と連携し、小学校の校外学習プログラムと企業の環境保全研修プログラムの開発、モニターツアーを実施した。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白神山地地域の自然環境や文化の保全と地域活性化を目指し、引き続き多様な取組を継続的・効果的に実施していく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次青森県循環型社会形成推進計画(令和3年3月)を新たに県のバイオマス活用推進計画に位置付け、国の補助事業等を利用しながら、民間事業者、市町村等の取組を支援しており、民間事業者において、ながいも出荷行程残渣を利用したバイオマス発電やりんご搾りかすなどを利用したバイオマスチップ製造などに取り組んでいる。【農林水産政策課】 ・ バイオマス資源である稲わらの有効利用促進に向け、県内の稲わら収集事業者と実需者間のマッチングに取り組んだ。(R4:収集実績6,468t(面積換算1,078ha相当))【食の安全・安心推進課】 ・ りんご剪定枝収集のための軽労化機械の実演会を実施するなど剪定枝の有効利用に向けた普及を図っているほか、りんご搾りかすの利用状況について調査し、実需者とのマッチングに向けた情報提供等を実施している。(軽労化機会実演会の開催R5:1回)【りんご果樹課】 ・ 資源循環型農業を推進するため、畜産農家等に対し、良質な堆肥の生産と耕畜連携による積極的な利用を指導している。【畜産課】 ・ 木質バイオマスの利用拡大に向け、導入マニュアルを整備して普及啓発を行うとともに、木質バイオマスの関連施設整備やボイラー導入を支援している。【林政課】 ・ 令和元年度～3年度の間で発生したホタテ貝殻年間3万6千トン～4万7千トン前後であり、このうち、年間2万3千～6万4千トン前後が暗きょ資材や土壌改良材等として活用されている。【水産振興課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安価な製品との競合等により利用率が低迷しているりんご剪定枝、ホタテ貝殻などのバイオマスについては、地産地消型の低コストな取組を推進するとともに、バイオマス発電などの付加価値の高い新たな取組についても、変換技術の進展状況や国の助成制度等を踏まえ、民間事業者等における技術導入の支援を行っていく必要がある。 ・ 木質バイオマスについては、チップボイラーや薪ストーブ等、燃焼機器の普及を進めるとともに、林地残材など未利用資源の有効活用に取り組む必要がある。

＜戦略4 全体評価＞

生物多様性の経済的価値評価の推進については、農林水産分野、環境分野、観光分野で各種統計調査が行われているものの、現状把握や情報収集に留まっており、具体的な評価は十分ではないが、生物多様性に配慮した商品に対する付加価値の付与の推進については、毎年、制度について指導できる普及員の育成を目的とした研修会を開催しているほか、消費者への情報発信なども行われているなど、取組が進められている。

また、前回の点検・評価に引き続き、農林水産や自然環境の各分野において、地産地消型のバイオマス資源の有効活用等に、それぞれ取り組んでおり、生物多様性の恵みを背景とした、地域文化、暮らし、産業の関係を再構築に向けてこのような取組を一層推進する必要がある。

戦略5「野生鳥獣と人との調和共存を図る」

(1) 野生鳥獣と人との関係性の再構築に向けた取組の推進

- ①野生鳥獣の生態に基づいた接し方など、適切な情報発信を進めます。
- ②生息環境の管理、野生鳥獣を引き寄せない営農管理や侵入防止柵の設置等による被害の防止を総合的に実施するとともに、野生鳥獣のイサとなるものを人の生活圏の中に放置しないなど、人と野生鳥獣との棲み分けを促進し、適切な関係づくりを進めます。
- ③野生鳥獣による被害防除の担い手でもある狩猟者の確保、育成を推進します。

(2) 野生鳥獣の適切な保護管理

- ①鳥獣保護区や休猟区の指定を適切に行うとともに、鳥獣保護員の配置や標識の設置等を通じて野生鳥獣の保護を進めます。
- ②農林水産物、生活環境、生態系への被害が深刻化している野生鳥獣については、保護管理計画を策定し個体数を管理するなど、科学的知見に基づく適切な管理を進めます。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 野生鳥獣と人との関係性の再構築に向けた取組の推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前トークにおける講師派遣において、令和元年度は「クマの生態とクマ被害防止について」、令和3、5年度は「クマに遭ったらどうしよう」のテーマで、小中学校や地域団体に向けて講義を行った。【自然保護課】 ・ 県のホームページで、野鳥との接し方、傷病鳥獣の取扱い、クマ・ニホンジカ・イノシシの目撃情報について掲載している。【自然保護課】 ・ ツキノワグマに関する注意喚起のチラシ・リーフレットを作成・配布している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣に関して、出前トークやホームページチラシ等による適切な情報発信を継続的・効果的に実施していくとともに、次世代を担う子どもたちを対象とした情報発信についても、出前トークのような受動的なものではなく、能動的な取組を検討する必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、鳥獣被害対策の中心となる市町村の地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の取組を総合的に支援している。(R2：12 協議会、R3：12 協議会、R4：12 協議会)【食の安全・安心推進課】 ・ 市町村鳥獣被害防止対策を推進するため、農作物被害防止対策の研修会を開催している。【食の安全・安心推進課】 ・ 市町村の要請に応じ、地域の課題解決に必要な専門家を派遣している。(R3：1回、R4：4回)【食の安全・安心推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣の被害防止対策を総合的に実施しているほか、地域の課題解決に必要な専門家を派遣するなど、野生鳥獣との適切な関係づくりを進めており、今後も鳥獣被害対策の中心となる市町村と連携し、継続して取り組む必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験を年3回開催しており、そのうち1回は三八・上北地域に受験者が多いことを考慮し、十和田市で開催している。【自然保護課】 ・ 大型獣の捕獲技術の習得を目的とした講習会を開催している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解消が進んでいる狩猟者の高齢化について、さらなる改善に向けて若年層の狩猟者数増加に向けた取り組みを進める必要がある。 ・ 鳥類の狩猟を主体としてきた本県の狩猟者が、ニホンジカやイノシシなどの大型獣の狩猟にも対応できるよう、これらの狩猟に必要な知識や技術の習得に向けた講習会等の開催を継続して実施する必要がある。
(2) 野生鳥獣の適切な保護管理		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護区（特別保護地区含む）を指定しているほか、鳥獣保護管理員を配置することで、狩猟の違反防止等に対して適切な監視体制をとっている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣の生息状況等を踏まえ、鳥獣保護区や休猟区を適切に指定していくとともに、鳥獣保護管理員の巡視や標識の設置等を通じて、引き続き、野生鳥獣の適切な保護管理を行っていく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法に基づき都道府県が定める計画として、第13次鳥獣保護管理事業計画を策定している。【自然保護課】 ・ ニホンジカ及び下北半島に生息するニホンザルに加えて、令和4年度にイノシシを管理するため 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度はツキノワグマの出没件数が大幅に増加したことから、今後は、ツキノワグマについても、生息数調査結果や出没状況等を踏まえ、保護管理計画の策定を検討する必要がある。

<p>の計画として第二種特定鳥獣管理計画を策定し、それぞれの計画に基づいた管理対策事業を実施している。【自然保護課】</p>	
--	--

＜戦略5 全体評価＞

被害防除の担い手でもある狩猟者の確保、育成の面では、狩猟免許試験の複数地での開催や県猟友会が実施している事前講習会の内容の充実等により、狩猟者数が増加傾向にあるほか、ニホンジカやイノシシなどの大型獣の狩猟にも対応できるよう、これらの狩猟に必要な知識や技術の習得に向けた講習会を継続的に開催しているなど効果的な取組が行われている。

また、野生鳥獣の適切な保護管理について、第13次鳥獣保護管理事業計画の策定や、イノシシの第二種特定鳥獣管理計画を策定するなど、実情に応じた取組がなされている。

一方、出前トークでは、小中学校等に対してクマをテーマに複数回実施したが、クマ以外の野生鳥獣についても、より能動的にその生態に基づいた接し方について、次世代を担う子どもたちを対象とした情報発信の方法や手段についての検討など、野生鳥獣の保護管理を環境教育の分野に取り入れて普及啓発を図っていく必要がある。

また、令和5年度はツキノワグマの出没及び人身被害の件数が過去最多となったことから、被害対策を強化するため、生息状況調査やその結果に基づいた個体数調整のための捕獲や人とクマの棲み分けを図る環境整備などの対策を検討する必要がある。

戦略6「絶滅のおそれのある野生生物やそれらを育む生態系を保全する」

(1) 生物多様性保全上重要な地域の保全

- ①世界自然遺産地域、ラムサール条約湿地、自然公園、自然環境保全地域、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例による保全地域、保護水面区域、鳥獣保護区など、各種制度により保護されている地域について適切な保全管理を図ります。
- ②自然公園については、生活空間等も含まれることから、区域及び公園計画の点検を進め、必要な見直しを行います。
- ③生物多様性の保全上重要な地域を抽出するとともに、保全対策を促進します。
- ④森林の多面的機能を発揮するため、保安林制度により目的に応じて保安林の指定を進めるとともに、伐採や転用等に係る林地開発許可制度を適切に運用します。

(2) 希少種や在来種の保全

- ①希少な野生生物の生息状況等についてはレッドリストとして、在来種など生態系への影響が懸念される外来生物については外来種リストとして整備し、県民への理解の促進を通じて希少野生生物及び在来野生生物の保護を図ります。
- ②希少な生物の生息・生育地情報や生物多様性に配慮した工事事例等の集積を図り、公共工事を所管する庁内各課と情報を共有することで、計画段階から生物多様性への配慮が図られるような体制の整備を進めます。
- ③学術上価値の高い野生動植物については県天然記念物へ指定することなどにより、適切な保護を図ります。
- ④国立・国定公園内において、荒廃した植生の復元や生態系へ影響を及ぼしている外来種の防除対策を推進します。
- ⑤国、県、市町村、民間団体等と連携を図りながら、外来生物による農林水産業や生態系などへの影響を防止する対策を推進します。
- ⑥希少種の保全や外来種の侵入・拡大を防止するための条例など、生物多様性を保全する制度の拡充を進めます。

(3) 里海、里地、里山の保全

- ①里海、里地、里山の保全には、そこに暮らし、営みを続けていくことが必要であることから、農山漁村の定住対策、農林漁業の経営安定化対策、担い手対策、耕作放棄地対策などを総合的に進めます。
- ②農村の自然環境や景観、水辺などを良好に維持・保全することにより美しい田園空間の形成を推進します。
- ③水源涵養など、森林の有する多面的機能を保全するため、ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐・間伐等による森林の適正な整備、松くい虫被害やナラ枯れ被害の防止対策を推進します。
- ④海岸清掃などによる漁場環境の保全や藻場の整備などを進めます。
- ⑤農林水産業や農山漁村の基盤整備を行う際は、法面保護への在来種利用や地域の木材、土、石などの自然素材を優先利用するなど、遺伝子攪乱や生態系の破壊に配慮します。
- ⑥休耕田やため池等を活用した生き物たちの生息・生育の場の創出など、生態系を再生する活動を促進します。
- ⑦巨樹・古木等の生育状況や保全についての普及啓発を進め、鎮守の森や地域のシンボルとなっている巨樹・古木を緑の遺産として保全する取組を促進します。

(4) 健全な水循環の確保と生態系ネットワークの保全

- ①山から川、川から海、海から山へと循環する水の流れを一体ととらえた、森・川・海の保全と再生を推進します。
- ②流域住民等が協働で行う水資源保全活動の支援などにより、森と川と海のつながりの保全を推進します。
- ③県内の河川及び湖沼において水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定を行うとともに、十和田湖や小川原湖、十三湖、陸奥湾などの湖沼・海域等の水質保全対策を推進します。
- ④自然環境保全地域や自然公園などの重要な自然地域を核とし、国有林における「緑の回廊」^{※15}やそれと連結するよう設定した「民有林緑の回廊」などで形成される、野生生物の生息・生育空間の連続性が確保された生態系ネットワークの保全を推進します。

(5) 生態系サービスに対価を支払う仕組みづくり

- ①自然資源を利用した観光地における自然環境保全経費を来訪者に負担いただくことや、自然資源を利用している企業が地域と共に保全活動に取り組むなど、様々な生態系サービスの受益者が自然環境保全経費等を負担する仕組みづくりに取り組みます。

(6) 生物多様性の観点からの地球温暖化防止対策の推進

- ①地球温暖化は生物多様性を悪化させる大きな要因となっていることから、青森県地球温暖化対策推進計画に基づく、再生可能エネルギー導入促進、オフセット・クレジット（J-VET）^{※16}の活用を通じた森林整備の促進、低炭素型ライフスタイルの推進、民間資金を活用した経済的インセンティブを付与する仕組みづくりなど、生物多様性の保全に配慮しながら、地球温暖化防止対策を推進します。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 生物多様性保全上重要な地域の保全		
①	<ul style="list-style-type: none"> 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例による保全地域について、特定行為に係る所定の手続を行っているほか、ふるさと環境守人により、保全地域の巡視活動や啓発活動を行っている。【河川砂防課】 陸奥湾や内水面漁場の小川原湖、十三湖において、水温、塩分及びD.O.*7等の測定を行い、漁場の水質環境を調査している（陸奥湾：周年 内水面漁場：4～11月）ほか、漁場環境を反映する底生動物調査の実施に加えて、海洋環境においては、底質調査を実施している。【水産振興課】 津軽国定公園内のベンセ湿原及びコケヤチ湿原において、水位観測調査を毎月実施しているとともに、ベンセ湿原の自然環境保全のため、ヨシ等の刈払いを毎年実施している。【自然保護課】 白神山地周辺地域の巡視員による巡視活動及び自然観察歩道の維持管理を実施している。【自然保護課】 仏沼保全活用協議会に参画し、ラムサール湿地に係る情報共有を図っている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 世界自然遺産地域やラムサール条約湿地など生物多様性の保全上重要な地域においては、引き続き、関係機関と連携のもと、適切に保全管理を行っていく必要がある。 ベンセ湿原、コケヤチ湿原の維持管理のため、引き続き水位観測調査等を継続し、調査分析を進める必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 県内の国定公園及び県立自然公園について、順次公園計画の見直し作業を実施している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園については、区域や公園計画の点検を適宜行い、必要に応じて見直しを行っていく必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 本県では生物多様性上重要な里地里山が6箇所、湿地が13箇所、海域が14箇所選定されているほか、令和5年度にベンセ湿原を自然共生サイトに申請し、認定を受けた。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 本県では、保護地域以外で生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトに申請している事例がないため、民間事業者と連携しながら、30by30*17達成に向けて、認定区域を増加させる必要がある。 ベンセ湿原が自然共生サイトに認定されたことから、認定が継続されるよう適切に保全管理を行っていく必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月31日時点で、民有林では51,071haの森林について保安林に指定している。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画や治山事業等の関連事業と連携して保安林の指定を進めるとともに、林地開発許可制度を適切に運用していく必要がある。
(2) 希少種や在来種の保全		
①	<ul style="list-style-type: none"> 県内の希少な野生生物を取りまとめた「青森県レッドデータブック（2020年版）」を令和2年3月に発行した。（再掲）【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年3月に策定した「青森県外来種リスト」については、策定後17年が経過していることから、改定の必要性やその効果的な活用について検討する必要がある。（再掲） 「青森県レッドデータブック（2020年版）」のより効果的な活用について検討し、次回の改訂に向けた情報収集を行う。（再掲）
②	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価手続を実施している事業について、環境影響評価庁内連絡会議を設置し、関係課に意見照会等を行うことにより情報共有を図っている。（R4：13件）【環境保全課】 林道や工事の範囲が広域に渡る事業については、自然環境等調査を実施している。【林政課】 多自然川づくり（河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多彩な河川景観を保全・創出）を行っているほか、ダム建設に伴う希少種の調査を実施している。【河川砂防課】 	<ul style="list-style-type: none"> 計画段階から、庁内関係課や複数の専門家からの意見を聴取し、その意見を事業者に伝達するなど、生物多様性が図られるような体制の整備が進められているほか、公共工事においても、必要に応じて情報共有や生息等の調査が行われており、引き続き継続して取り組むとともに、その連携体制の強化を図っていく必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 県天然記念物について、令和2年度に1件追加指定したことにより、現在の合計40件である。【文化財保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 学術上価値の高い野生動植物について、引き続き調査を進め、指定を行っていく必要がある。

④	<ul style="list-style-type: none"> 国立・国定公園内における外来生物の防除対策として、種差海岸においてボランティア団体等によるオオハンゴンソウ駆除が行われている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> オオハンゴンソウのほかの外来生物についても、生息・被害状況を把握し、あらゆる主体による外来種防除対策を推進していく必要がある。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> アライグマの生息状況調査を平成 27～28 年度に行い、関係市町村の農作物被害防止対策を支援したほか、アライグマやハクビシン等の中型害獣に係る被害防止対策研修会を令和 2 年度から 4 年度に開催した（令和 2、3 年度はアライグマのみ）。【食の安全・安心推進課】 ヒアリ等の特定外来生物の疑いがある種が発見された場合には、庁内関係課や環境省と連携し、早急に同定及び防除を実施することで、県内の定着を防いでいる。【自然保護課】 ヒアリに係る情報を県のホームページに掲載している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年度に改定された特定外来生物法に合わせて、外来生物による農林水産業や生態系などへの影響を防止する現体制の見直しを検討する必要がある。 市町村や民家団体が単体で防除を行うことが困難である場合には、県と共同で行うことが可能であることを周知する。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> 希少種の保全や外来種の侵入・拡大を防止するための条例は制定していない。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 条例も含め、制度のあり方や導入時期等について検討していく必要がある。
(3) 里海、里地、里山の保全		
①	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山の保全については、中山間地域総合整備事業や日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金（対象面積 44,167ha）、中山間直接支払交付金（対象面積 9,799ha））を活用して、耕作放棄地対策をはじめとした取り組みを行っている。【農村整備課】 賓陽塾^{*14}を開講し、漁業後継者育成を行っているほか、小中学生等を対象とした水産教室を開催し、水産業に対する理解を深めている。【水産振興課】 	<ul style="list-style-type: none"> 国の交付金を活用する等により、耕作放棄地対策など里地里山の保全のための多様な取組を継続的・効果的に支援していく必要がある。また、後継者確保のためには、県内外、又は他産業から広く新規就農者を確保するための新たな施策を実施する必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 地域の協働活動等を支援する日本型直接支払交付金制度（多面的機能支払交付金（対象面積 44,167ha）、中山間直接支払交付金（対象面積 9,799ha））を活用して、耕作放棄地の発生防止や農地周辺の草刈り、水路の泥上げ等を行うことで、美しい田園空間の形成・維持を図っている。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 国の交付金を活用する等により、美しい田園空間の形成・維持を図るための多様な取組を支援していく必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 深浦町等で発生している松くい虫被害やナラ枯れ被害拡大の防止に向け、関係機関と連携し、被害木等の駆除や監視を徹底している。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> 松くい虫やナラ枯れ被害防止に向けて、今後も被害木等の早期発見・早期駆除を徹底し、確実な駆除を継続するとともに、防除技術者の育成や普及啓発活動に取り組む必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物等の回収・処理に係る経費に対し補助金を交付している（令和 4 年度は 20 市町村に交付）ほか、県民に対する海岸美化啓発の一環として、バス車体広告（令和 4 年度は 6 事業者・各 3 台で実施）、青い森鉄道での中吊り広告、商業施設等でのポスター掲示（令和 4 年度は 300 枚作成）を行った。【環境政策課】 市町村における海浜及び河川等の清掃活動に使用されるゴミ袋の枚数照会及び配付を行っているほか、実施された海浜清掃についての取りまとめを行っている。（令和 4 年度海浜清掃実施実績件数：226 件、参加者：延べ 6,999 名、清掃距離：405.19 km）【水産振興課】 藻場・干潟等の保全のため、海藻等の種苗投入、食害生物の密度管理及び漁場耕うん等を実施している漁業者や漁協を中心とした活動組織を助言・指導している。【水産振興課】 令和元～5 年度まで A=113ha の藻場の整備を進めた。【漁港漁場整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 漁場環境の保全や藻場の整備のため、引き続き海岸漂着物の回収・処理、海浜清掃活動、藻場の整備など多様な取組を継続的・効果的に取り組んでいく必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> 港湾海岸において、毎年発生する海岸漂着物等の回収・処理を行っている。【港湾空港課】 	
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 生態系に配慮した工法となるよう整備を行っているほか、既存の生態系に影響がないよう、在来種による法面保護を行い、従来の生態系の保全に努めている。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業や農山漁村の整備基盤の際には、遺伝子錯乱や生態系の破壊に配慮した取組を継続的に行っていく必要がある。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ピオトープの整備や環境配慮型水路を整備するなどして生態系の再生に努めている。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ピオトープ等を活用した生態系の再生の多様な取組を継続的・効果的に実施していく必要がある。
⑦	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとなっている里山の巨樹・古木の保全意識を醸成するために、保護のための手引きとなる資料を作成するとともに、ホームページ掲載している。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> 巨樹・古木を緑の遺産として保全するため、引き続き保全意識の醸成を図る取組を行っていく必要がある。
(4) 健全な水循環の確保と生態系ネットワークの保全		
①	<ul style="list-style-type: none"> 頭首工の魚道整備（6地区 11 魚道）により、生態系ネットワークを保全するとともに魚類が生息する健全な水循環の確保を図っている。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 森、川、海の保全と再生を推進するための多様な取組を継続的に取り組んでいく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> NPO団体等と連携し、小学生を対象とした水循環について理解を深めるバスツアーを実施している。（H30：11 団体、R1：9校、R2：8校、R3：11 校、R4：9校）【農林水産政策課】 地域活動の定着と環境保全意識の醸成を図るため、水循環に係る学習発表会を開催している。（H30：4校、R1：4校、R2：6校、R3：6校）【農林水産政策課】 多様な活動主体による保全活動を通じた県民への普及啓発と SDGs の取組を推進している。（R4：2団体）【農林水産政策課】 活動組織における植林や稚魚の放流など水資源保全活動を支援している。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 森と川と海のつながりの保全を推進するため、子供達や保全活動を行う多様な団体に対して水資源の保全に向けた学習機会の創出や活動支援を行う必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 水生生物保全環境基準の類型指定を行うとともに、水質監視を行っている（令和元年度 1 湖沼、令和3年度 1 湖沼）。【環境保全課】 十和田湖の水質改善を図るため、水質モニタリングを実施しているほか、十和田湖環境保全会議を開催し、住民等に対して水質保全対策の普及啓発を行っている。（年1回秋田県と交互に開催）【環境保全課】 小川原湖の水質改善を図るため、平成29年1月に「小川原湖水環境改善行動指針」を策定し、行政、事業者、流域住民等各主体が実施する取組を推進している。【環境保全課】 「水辺の国勢調査」として、河川における魚類の生息状況調査を実施している。【河川砂防課】 一級河川における、水質汚濁対策連絡協議会の広報による水質事故の防止及び水質事故が生じた際の被害拡大防止等に努めている。【河川砂防課】 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の河川、湖沼等における類型指定や水質監視、水質モニタリングなど、多様な取組を継続的に取り組んでいく必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> 国有林における「奥羽山脈緑の回廊」を補完する目的で、「青森県民有林緑の回廊（迷ヶ平地区）」が市町村森林整備計画に設定されている。【林政課】 国土交通省東北地方整備局が主催する東北生態系ネットワーク推進協議会及び岩木川流域生態系ネットワーク検討委員会の一員として参加している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物の生息・生育空間の連続性が確保された生態系ネットワークの保全推進として、青森県民有林緑の回廊などの取組を継続的に取り組んでいく必要がある。

(5) 生態系サービスに対価を支払う仕組みづくり	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組なし ・ 様々な生態系サービスの受益者が自然環境保全経費等を負担する仕組みづくりに取り組む必要がある。
(6) 生物多様性の観点からの地球温暖化防止対策の推進	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭部門における二酸化炭素排出量削減のため「家庭のエコ活促進事業（R1）」、「COOL CHOICE あおもりステップアップ事業（R2）」「脱炭素チャレンジ促進事業（R3、R4）」を実施した。【環境政策課】 ・ もったいない・あおもり県民運動の一環として、「あおもりエコの環スマイルプロジェクト（R3 終了）」及び「あおもり ECO にこオフィス・ショップ認定事業」を実施した。（令和4年度末時点で延べ 1,306 事業所を認定）【環境政策課】 ・ 平成 28 年 3 月に策定した新たな青森県エネルギー産業振興戦略のもと、再生可能エネルギー産業の振興に取り組んでいる。【エネルギー開発振興課】 ・ 県有林及び県民環境林で創出した J-クレジットの販売を実施している。（認証実績：1,803 二酸化炭素トン、販売実績：735 二酸化炭素トン、提供実績 50 二酸化炭素トン）【林政課】 ・ 生物多様性の保全に配慮した地球温暖化防止対策推進については、今後とも多様な取組を継続的・効果的に実施していく必要がある。

<p><戦略6 全体評価></p> <p>法や条例等に基づき、保護地域として既に指定されている地域や里地里山については、関係機関と連携した適切な保全管理が行われているが、定期的に点検・調査を行い、必要に応じて指定地域の見直しを実施する必要がある。</p> <p>30by30^{※17} 達成に向けた新たな区域認定制度である自然共生サイトについては、ベンセ湿原が認定されたが、ベンセ湿原に続く地域の認定に向けた取組を積極的に行う必要がある。</p> <p>希少種や在来種の保全については、前述の外来種リストの改定のほか、条例も含めた制度のあり方や導入時期等について検討していく必要がある。</p> <p>また、生物多様性に影響を及ぼす大きな要因となる地球温暖化防止対策のため、青森県地球温暖化対策推進計画に基づく各種取組を計画的に推進していく必要がある。</p>
--

戦略7「多様な主体の参画と協働による生物多様性保全活動を促進する」

(1) 多様な主体の参画と協働の促進

- ① 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターを自然保護課内に設置し、生物多様性に関する情報の提供を進めるとともに、生物多様性の保全に関する関係者間の連携や学校や地域における環境教育活動への外部講師の紹介などに取り組みます。
- ② 生物多様性の保全につながる様々な制度（中山間地域等直接支払、資源向上支払、ふるさとの水辺サポーター、アダプト・プログラム^{※18}など）の積極的な活用を進め、県民の参加による自発的な活動を促進します。
- ③ 県内の生物多様性関連施設等を活用した、生物多様性の保全や利用について定期的に語り合う場の創出や、生物多様性に関わる具体的な課題について、様々な主体がひとつのテーブルにつき、解決策を見いだしていくような仕組みづくりを進めます。
- ④ 多様な主体による生物多様性の保全活動の取組について、様々な機会を活用した広報活動や、各種表彰事業への推薦などを通じて、活動の促進を図ります。

(2) 総合的、広域的な取組の推進

- ① 市町村における生物多様性地域戦略の策定を支援するとともに、県や市町村が策定する行政計画への生物多様性の保全の反映を促進します。
- ② 「生物多様性自治体ネットワーク」への参加を通じて、全国の都道府県や市町村との連携・交流を推進します。
- ③ 県庁内の関係部局が連携して、生物多様性の保全に向けた取組を推進するための体制づくりを進めます。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 多様な主体の参画と協働の促進		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年8月から、地域連携保全活動支援センターを自然保護課内に設置している。【自然保護課】 ・ 生物多様性に関する情報提供、関係者間の連携や環境教育活動への外部講師紹介などに取り組み地域連携保全活動支援センター業務を自然保護課が通常業務として行っている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性戦略改定に合わせて、センター機能を強化・充実するため、外部委託などの運営方法について検討する必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金、中山間直接支払交付金）を活用し、地域住民の参加により、生物多様性の保全につながる環境の維持等に取り組んでいる。【農村整備課】 ・ 河川、砂防指定地及び海岸の美化活動（清掃、除草等）を定期的に行っていただく水辺サポーターの募集について、積極的な広報を行っており、令和5年5月末時点で計244団体が活動している。【河川砂防課】 ・ 社会全体での森づくりを推進するため、企業の森づくり活動への参加支援や地域住民や森林所有者が協力して実施する森林整備等に対して支援を行っている。（企業の森づくり森林整備型：23企業、魅力発信型：3企業）【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全につながる様々な制度を積極的に活用し、県民の参加による自発的な活動を一層推進する必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全や利用について定期的に語り合う場の創設や生物多様性に関わる具体的な課題について解決策を見いだすような仕組みづくりについては、今後、検討していく必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国野生生物保護実績発表大会への参加者を毎年募集している。【自然保護課】 ・ 愛鳥週間野生生物保護功労者表彰やみどりの日自然環境功労者環境大臣表彰に候補者を推薦している。【自然保護課】 ・ 愛鳥週間用ポスター原画コンクールの応募作品を県内の学生から募集し、受賞者への表彰を行っている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種表彰制度の候補者選定に当たっては、多様な主体による活動を把握するための仕組みをつくる必要がある。

(2) 総合的、広域的な取組の推進	
①	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性地域戦略の策定に係る助成制度の情報各市町村に提供している。【自然保護課】
②	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性自治体ネットワーク及び東北生態系ネットワーク推進協議会の一員として参加している。【自然保護課】
③	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の生物多様性戦略に係る行動計画の点検・評価にあたり、庁内連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行った。【自然保護課】

<戦略7 全体評価>

自然保護課内に設置している地域連携保全活動支援センターについて、現状、通常業務の延長として、情報共有を行っているが、センターの認知度の向上や機能の強化及び充実のため、生物多様性戦略改定に合わせて、外部委託も視野に入れて、その運営方法を検討する必要がある。

また、前回の点検・評価時の課題として挙げられていた、生物多様性の保全や利用について定期的に語り合う場の創設や生物多様性に関わる具体的な課題について解決策を見いだすような仕組みづくりについて、現在においても解消されていない状況であるため、引き続き検討を進める必要がある。

さらに、県内市町村における生物多様性地域戦略についても、前回の点検・評価時と状況は変わらず、策定している市町村がないことから、国が策定した生物多様性地域戦略策定の手引きの配付などにより、策定の支援を検討する必要がある。

※1 ESD

「Education Sustainable Development」の略で「持続可能な開発のための教育」のこと。

人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習教育活動のこと。

※2 エコファーマー認定制度

エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて、「土づくり」「化学合成農薬低減」「化学肥料低減」の3つ技術を一体的に行う生産方式に関する導入計画」を知事に提出して認定を受けた農業者の愛称のこと。

※3 特別栽培農産物認定制度

農薬や化学肥料を使わないか、その地域の一般的な栽培方法よりも使用量を通常の5割以下に減らして生産した農産物を「特別栽培農産物」として認証する制度のこと。

※4 総合的病害虫・雑草管理 (IPM)

病害虫や雑草の発生予察情報等に基づき、耕種的防除、生物的防除、化学的防除、物理的防除を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫や雑草の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病害虫管理手法のこと。

※5 農業生産工程管理 (GAP)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

※6 LVL

「Laminated Veneer Lumber (ラミネイティッド・ベニア・ランバー)」の略で、丸太をかつら剥きした薄い板を繊維方向に平行に重ねて接着した積層材 (単板積層材) のこと。

※7 DO

「Dissolved Oxygen 溶存酸素」の略で、水中に溶け込んでいる酸素量のこと。

※8 有機 JAS 認証

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS 法)」に基づく有機食品の認証制度のこと。有機農産物や有機加工食品などの生産方法についての基準を定め、この基準を満たすものだけを「有機」と表示できるようにしたもので、農林水産省の登録認証機関が認証を行う。

※9 FSC 森林認証

世界中すべての森林を対象として、環境、社会、経済の観点から森林管理が適正に行われているかどうかを審査・認証する制度で、適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証 (FM 認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証 (CoC 認証)」の2種類の認証からなる制度で、森林管理協議会 (FSC) に認定された認証機関が審査を行う。

※10 SGEC 森林認証

国際的な基準を用いて、国内において持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステム。森林の所有者や管理者が取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林育成を保障するもの。認証森林から産出される認証林産物の加工・流過程を管理するSGEC 認証林産物流通のシステムもある。

※11 MSC 認証

持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐCoC（Chain of Custody）認証の2種類の認証から成る認証制度のこと。国際的なNPOであるMSC（Marine Stewardship Council）により運営・管理されている。

※12 ASC 認証

環境に大きな負担をかけず、地域社会にも配慮した養殖業を認証する制度で、ASC（Aquaculture Stewardship Council）により運営・管理されている。

※13 マリン・エコラベル

資源と生態系の保護に積極的に取り組んでいる漁業を認証し、その製品に水産エコラベルをつけるもので、マリン・エコラベル・ジャパン（MEL ジャパン）による運営・管理されている。

※14 賓陽塾

漁業後継者等を対象に、漁業に対する基礎的な知識・技術の習得及び資格取得等を目的として開講している。

※15 緑の回廊

原生的な天然林や貴重な野生生物の生育・生息地等を保全・管理するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することで、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図ることとしているもの。

※16 オフセット・クレジット（J-VÉR）制度

直接削減できないCO₂の排出分を、植林やクリーンエネルギー関連の事業などで相殺するカーボン・オフセットに用いるために発行されるクレジットのことで、国が認証する制度。

なお、当該制度は平成25年度からJ-クレジット制度に移行している。

※17 30by30

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるネイチャーポジティブというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

※18 アダプト・プログラム

一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度。

6 モニタリング指標の状況

行動計画の点検・評価を行うため、戦略1から7の各分野における主要な指標が定められている。

(1) モニタリング指標一覧

策定前（平成24年度）の状況、令和5年度の目標及び直近の状況を比較した結果は次のとおりである。

No.	戦略	指標名（単位）	策定前の状況(H24)	直近の状況	目標（R5）
1	1(1) 6(2)	希少種リスト及び外来種リストの改定	—	希少種リスト作成（R1）	改定
2	1(3)	施設間ネットワークの構築	—	未構築（R5）	構築
3	1(4) 2(4)	人財データベースの構築	—	未構築（R5）	構築
4	2(1)	ホームページの開設	—	開設済（H30）	開設
5	2(2)	県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム利用者数（人）	603	451（R4）	1,000
6	2(3)	各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合（％）	26.2	29.6（R4）	50
新(8)	3(1)	GAP 認証取得件数	—	46（R4）	40
9	3(1)	有機農業の取組面積（ha）	299	538（R3）	880（R3）
10	3(1)	民有林間伐面積（ha）	3,295	1,958（R4）	4,200
11	3(1)	海面漁業漁獲量（t）	227,492	131,937（R4）	現状を維持
12	3(1)	内水面漁業漁獲量（t）	5,881	2,655（R4）	現状を維持
13	3(2)	観光ボランティアガイド団体数	24	34（R3）	30
14	4(2)	県特別栽培農産物取組面積(ha)	424	485（R4）	700（R3）
15	5(1) 5(2)	野生鳥獣による農作物被害面積(ha)	277.1	14.08（R4）	現状を維持
16	5(1)	狩猟者数（延べ人数）（人）	1,578	1,800（R4）	現状を維持
17	5(2)	野生鳥獣保護管理計画策定数	1	3（R4）	3
18	6(1)	保護地域面積（ha）	249,121	246,732（R4）	290,000
19	7(1)	地域連携保全活動支援センターの設置	—	設置（H25）	設置

(2) モニタリング指標の個別状況

指標1「希少種リスト及び外来種リストの改定」[戦略1(1)、6(2)]

策定前の状況 (H24) : -
 目標 (R5) : 希少種リスト及び
外来種リストの改定
 直近の状況 : 希少種リスト
のみ改定 (R1)

現状と課題
希少種リストを含んだ青森県レッドデータブック(2020年版)を令和元年度に作成したが、外来種リストの改定は行っていない。
外来種リストの改定及びその活用について検討が必要。

指標2「施設間ネットワークの構築」[戦略1(3)]

策定前の状況 (H24) : -
 目標 (R5) : 構築
 直近の状況 : 未構築

現状と課題
青森県レッドデータブック(2020年版)作成にあたり、大学の教員や県立郷土館の職員等の有識者間の情報共有が図られるなど、施策や地域毎の有機的な連携がなされたが、施設間ネットワークの構築には至っていない。

指標3「人材データベースの構築」[戦略1(4)、2(4)]

策定前の状況 (H24) : -
 目標 (R5) : 構築
 直近の状況 : 未構築

現状と課題
県立自然ふれあいセンターのボランティアガイドを対象とした研修会や自然公園における地域の自然愛好家を対象とした研修会の開催により、ガイド人材育成を推進したが、データベースの構築までに至っていない。

指標4「ホームページの開設」[戦略2(1)]

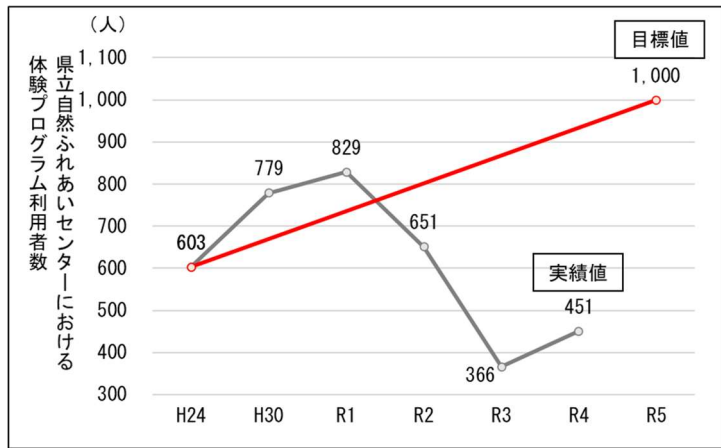
策定前の状況 (H24) : -
 目標 (R5) : 開設
 直近の状況 : 開設済 (H30)

現状と課題
本県のウェブサイトにおいて、生物多様性の概念や生物多様性がもたらす恵み(生態系サービス)や、平成30年度に行った戦略の点検・評価結果を掲載しているが、その効果については検証を行っていない。
ホームページの内容が十分であるか随時検証し、必要に応じて充実・強化を図り、生物多様性の認知度を向上させる必要がある。

指標5「県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム利用者数」[戦略2(2)]

□策定前の状況(H24): 603人
 □目標(R5): 1,000人
 □直近の状況: 451人(R4)

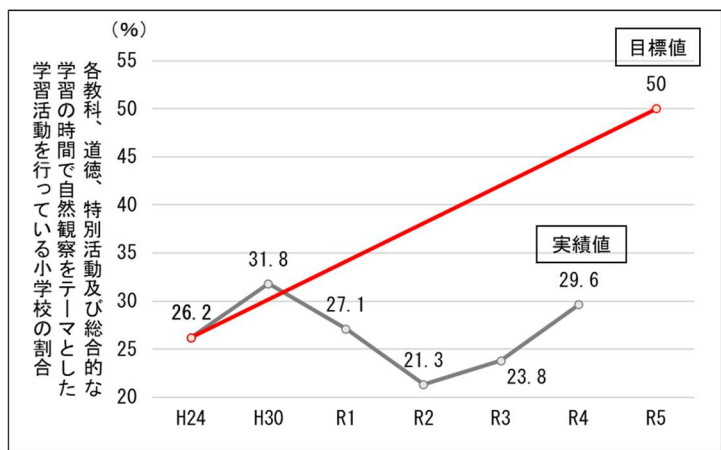
□現状と課題
 体験プログラム内容等の充実により増加傾向であった利用者数が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少してしまいましたが、令和4年度は増加した。
 今後、増加傾向を維持できるよう、利用促進に向けた新たな取り組みを検討する必要があります。



指標6「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合」[戦略2(3)]

□策定前の状況(H24): 26.2%
 □目標(R5): 50%
 □直近の状況: 29.6%(R4)

□現状
 新型コロナウイルス感染症の影響により、体験活動の実施率は低下していたが、直近の状況では、回復傾向にある。

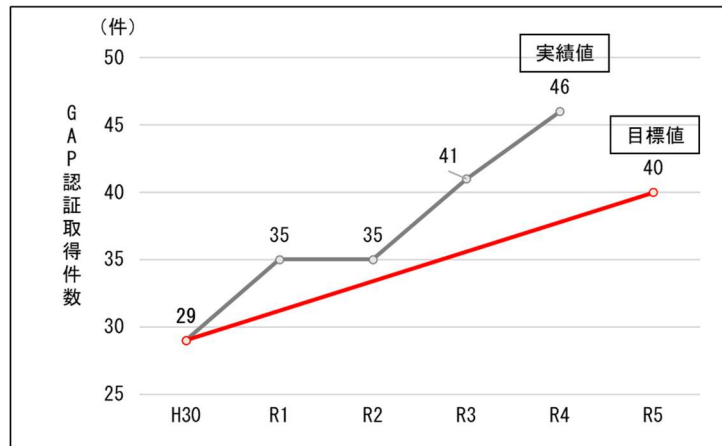


※ 指標6は、H26までは「総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合」、H27からH29までは「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合」、H30から「各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合」としている。

指標新（8）「GAP 認証取得件数」[戦略3（1）]

□策定前の状況（H24）：－
 □目標（R5）：40件
 □直近の状況：46件（R4）

□現状
 令和4年度時点において目標を達成しているが、認証は取引先からの要望に応じて取得しているため、求めがなければ更新を行わない場合も多いことから、今後も、研修会等によりGAPの普及啓発を図る必要がある。

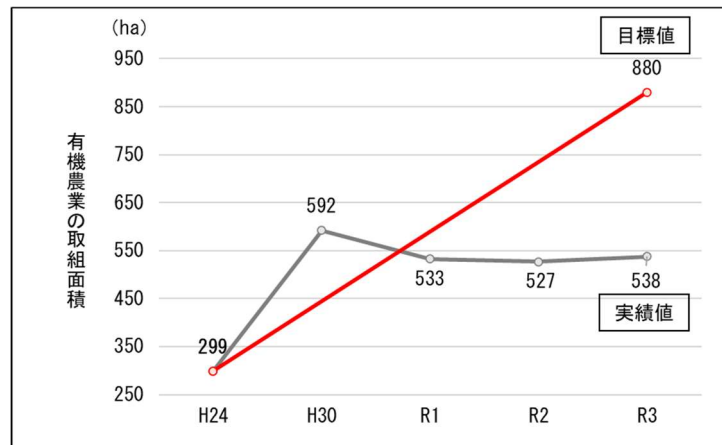


※ 指標新（8）は、H30に実施した行動計画の点検・評価において、当初指標に設定していた「エコファーマー取組実績」「GAP手法導入組織数」が実態に即していないと判断され、H30から新(8)「認証GAP取得産地数」に変更したところであるが、認証自体は個人や団体が受けることになっていることから、R5からは「GAP認証取得件数」に変更している。

指標9「有機農業の取組面積」[戦略3（1）]

□策定前の状況（H24）：299ha
 □目標（R3）：880ha
 □直近の状況：538ha（R3）

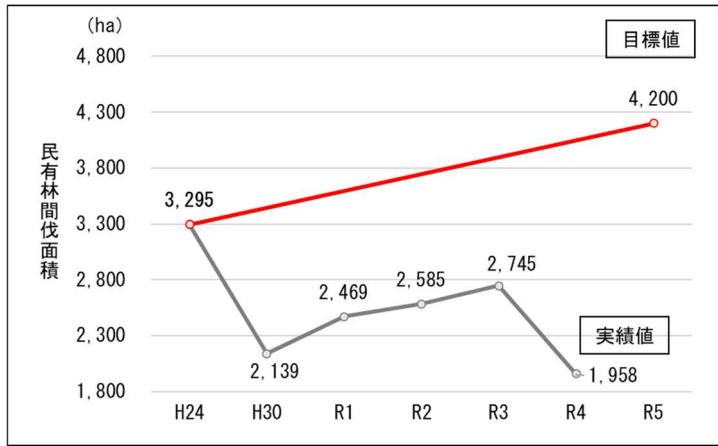
□現状と課題
 有機農業は、慣行栽培に比べ収量・品質が不安定で、労働時間も増加するが、販売価格に反映されない等の問題もあり、面積は横ばい傾向である。
 国が策定した「みどり食料システム戦略」では、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することを目標としており、今後も、研修会の開催や環境保全型農業直接支払制度の活用等により、取組面積の拡大を図る必要がある。



指標 10 「民有林間伐面積」[戦略3 (1)]

□策定前の状況 (H24) : 3,295ha
 □目標 (R5) : 4,200ha
 □直近の状況 : 1,958ha (R4)

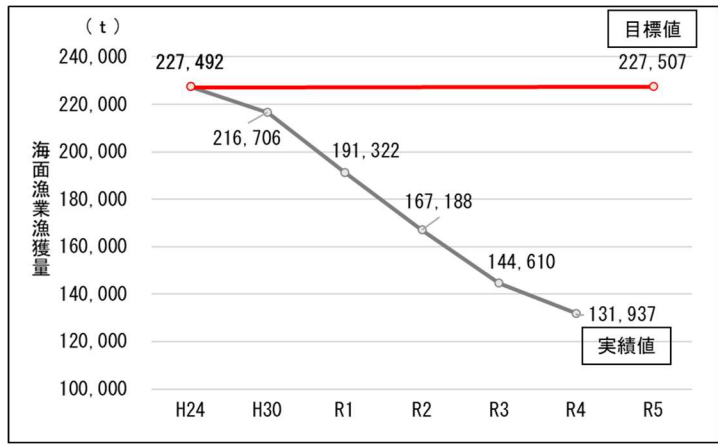
□現状と課題
 面積は平成 30 年度から増加傾向であったが、令和 4 年度は過去最低の数値となった。
 森林の持つ多面的機能の発揮に向けて、森林整備等の推進を図る必要がある。



指標 11 「海面漁業漁獲量」[戦略3 (1)]

□策定前の状況 (H24) : 227,492t
 □目標 (R5) : 現状を維持
 □直近の状況 : 131,937t (R4)

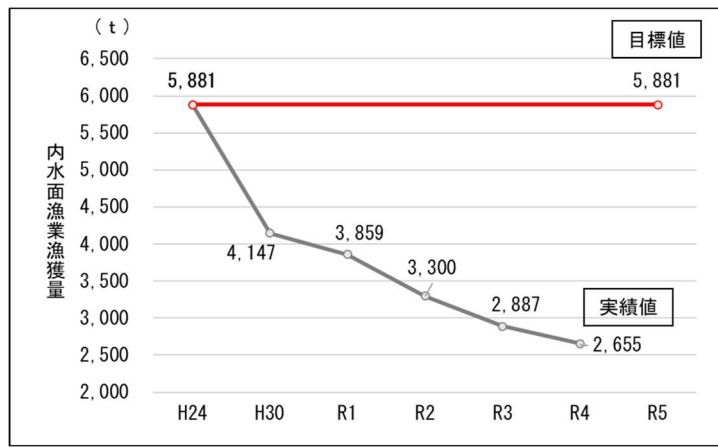
□現状と課題
 直近 5 年間は毎年減少しており、目標は未達であった。
 自然環境に左右されるため、一概に悪化しているとは言えないが、今後も漁獲量を把握し、持続可能な漁業の推進する必要がある。



指標 12 「内水面漁業漁獲量」[戦略3 (1)]

□策定前の状況 (H24) : 5,881t
 □目標 (R5) : 現状を維持
 □直近の状況 : 2,655t (R4)

□現状と課題
 直近 5 年間は毎年減少しており、目標は未達であった。
 自然環境に左右されるため、一概に悪化しているとは言えないが、今後も漁獲量を把握し、持続可能な漁業の推進する必要がある。



※ 指標 11 及び 12 については、年度ではなく年単位での数値として計上している。

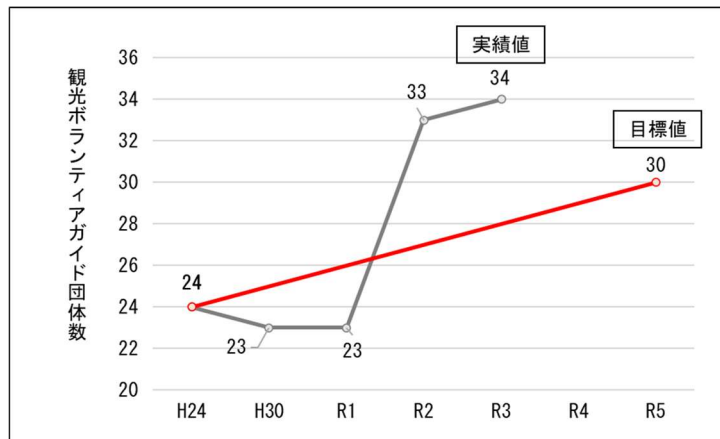
指標 1 3 「観光ボランティアガイド団体数」[戦略 3 (2)]

- 策定前の状況 (H24) : 24
- 目標 (R5) : 30
- 直近の状況 : 34 (R3)

□現状

令和 3 年度時点において目標を達成している。

なお、県は平成 30 年度をもってボランティアガイドに係る県大会開催の支援は終了しており、以降、県の取り組みとしての実績はないが、青森県観光国際交流機構を通じて、本指標の団体数等の情報収集は継続して行っている。



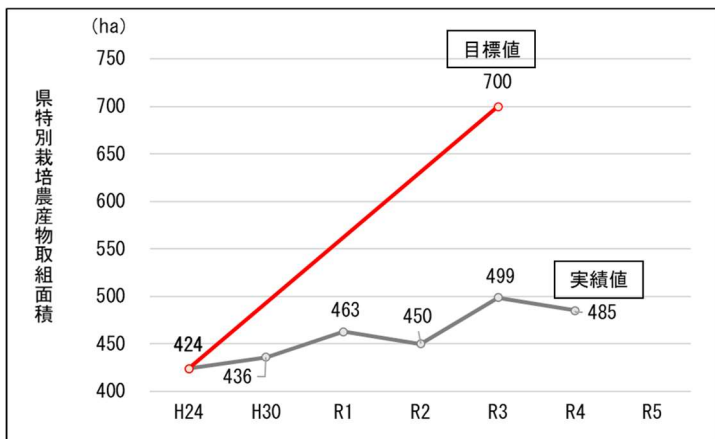
指標 1 4 「県特別栽培農産物取組面積」[戦略 4 (2)]

- 策定前の状況 (H24) : 424ha
- 目標 (R3) : 700ha
- 直近の状況 : 485ha (R4)

□現状と課題

新規取組者や既取組者の取組品目の拡大により取組面積は微増傾向にあるが、計画申請後の生産途中でのトラブルによる計画の取下げ等により目標は未達であった。

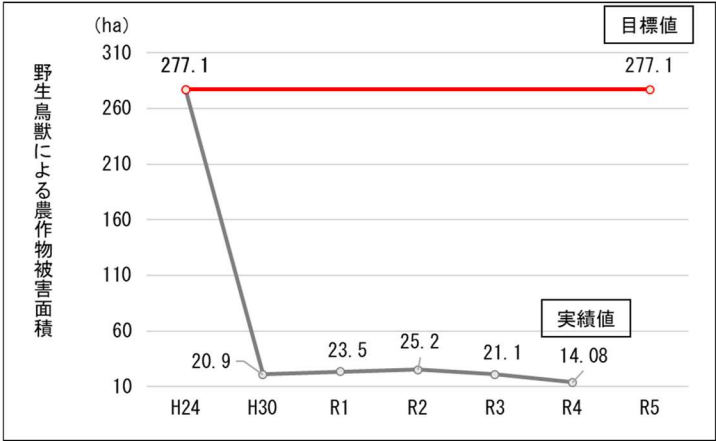
認証制度の周知や研修会等による栽培技術の向上により、生産拡大を図る必要がある。



指標 15 「野生鳥獣による農作物被害面積」[戦略 5 (1)、5 (2)]

□策定前の状況 (H24) : 277.1ha
 □目標 (R5) : 現状を維持
 □直近の状況 : 14.08ha (R4)

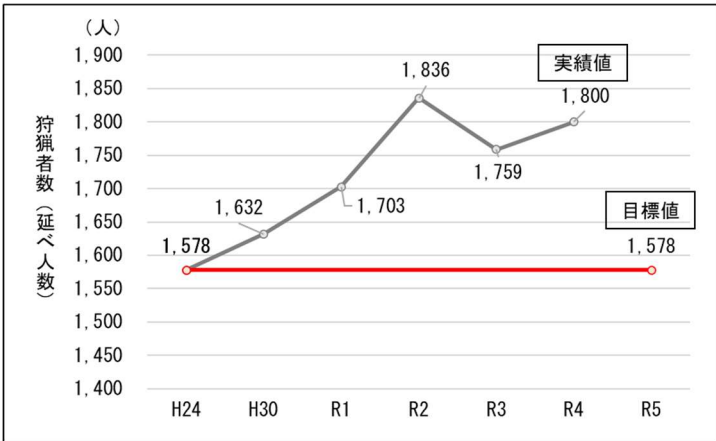
□現状
 現在の調査方法となった平成 19 年度以降、被害面積は最も低いものとなっており、目標を達成している。
 今後も市町村と連携して、捕獲等の省力・効率化を図る取組や対策の強化に向けて研修会・会議等を行い、鳥獣による被害面積の減少を図っていく。



指標 16 「狩猟者数」[戦略 5 (1)]

□策定前の状況 (H24) : 1,578 人
 □目標 (R5) : 現状を維持
 □直近の状況 : 1,800 人 (R4)

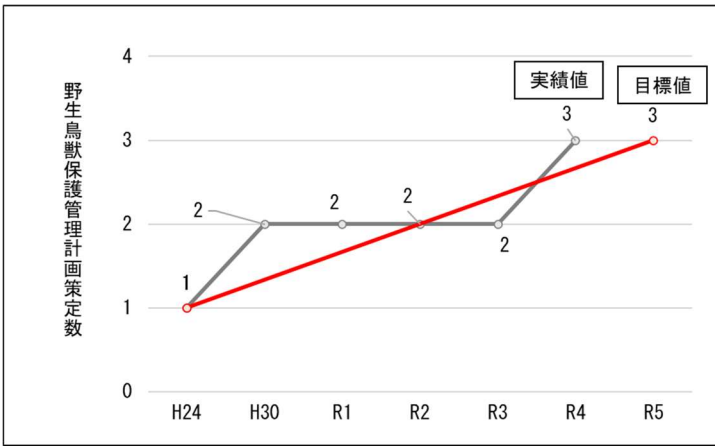
□現状
 狩猟者の高齢化等により、平成 27 年度には 1,400 人まで減少したが、近年は増加傾向にあり、若年層の免許取得者も増加しており、目標を達成している。
 今後は適切な試験の開催場所や開催回数を随時検証し、さらなる狩猟者の確保に繋がる取組を実施していく。



指標 17 「野生鳥獣保護管理計画策定数」[戦略5 (2)]

□策定前の状況 (H24) : 1
 □目標 (R5) : 3
 □直近の状況 : 3 (R4)

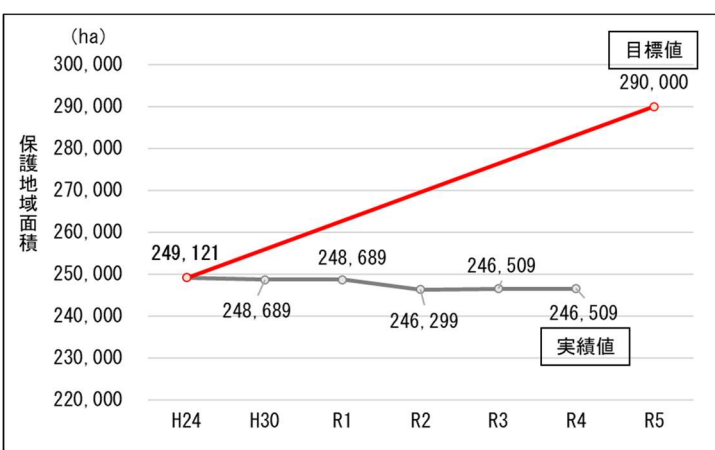
□現状
 下北半島のニホンザルのほか、ニホンジカ、イノシシの管理計画を策定しており、目標を達成している。
 今後は、出没及び人身被害の件数が増加したツキノワグマの管理計画策定を検討し、被害対策を強化する。



指標 18 「保護地域面積」[戦略6 (1)]

□策定前の状況 (H24) : 249,121ha
 □目標 (R5) : 290,000ha
 □直近の状況 : 246,732ha (R4)

□現状と課題
 自然公園については、軽微な面積の見直しはあったものの、指定状況について変更がなく、自然環境保全地域等についても策定時と指定状況に変わっていない。
 また、鳥獣保護区についても、区域ごとに期間満了による見直しが行われてきたが、現状では策定時とほぼ同じ面積となっており、合計面積は横ばいで目標を達成していない。
 今後は、保護地域以外の区域において、自然共生サイトとして認定受けることにより、30by30 達成を目指す必要がある。



※ 保護地域面積は、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、開発規制地域、緑地保全地域、鳥獣保護区の面積を合計としている。

指標 19 「地域連携保全活動支援センターの設置」[戦略7 (1)]

□策定前の状況 (H24) : -
 □目標 (R5) : 設置
 □直近の状況 : 設置 (H25)

□現状
 自然保護課内に設置しており、通常業務として専門家の紹介等を行っている。

7 総括評価

- ・ 2050年目標の達成に向けた10年戦略に掲げた取組については、その多くについて一定の成果が認められるが、モニタリング指標の進捗状況では停滞が続くものも認められる。
- ・ 特に、モニタリング指標に掲載されており、令和5年度目標未達成の、「1 外来種リストの作成」、「2 施設間ネットワークの構築」、「3 人財データベースの構築」については、今後どのように取り組むかを明確にすべきである。
- ・ 次期戦略に掲載するモニタリング指標については、達成状況を明瞭化できるものとし、課題の把握と現状の解析を容易なものとする。
- ・ 青森県生物多様性戦略の基本理念である「いきものたちを育み恵みを受ける自然と共に生きるあおもり」を実現するためには、行動計画等の進捗状況に応じて現行の取組を見直し、より効果的に進めていく必要がある。
- ・ 国は、令和4年度に「生物多様性国家戦略2023－2030」を策定し、令和5年度には「生物多様性地域戦略策定の手引き」を作成した。その中において、
 - ① 2030年までに生物多様性の損失を止め自然を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現
 - ② 自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かした多様な社会問題の解決策（NbS）の推進を新たに掲げたところである。
- ・ 令和5年度末に計画期限を迎える青森県生物多様性戦略については、国家戦略や国の手引きを踏まえて改定を行うこととし、県民、事業者、各種団体等の取り組みを促進させる必要がある。
- ・ 併せて、市町村における生物多様性戦略については、現行の戦略期間において策定した市町村がなかったため、これまでの取組の見直しを行い、新たな視点での支援を推進していく必要がある。